

〔教育研究活動におけるオリジナリティ〕

岐阜県立看護大学における看護学教育の特性

両羽 美穂子 北村 直子 藤澤 まこと
森 仁実 名和 文香 布施 恵子 井戸田 隼

Characteristics of Undergraduate Program in Gifu College of Nursing

Mihoko Ryoha, Naoko Kitamura, Makoto Fujisawa,

Hitomi Mori, Fumika Nawa, Keiko Fuse and Hayato Itoda

I. はじめに

我が国における看護学の学士課程教育は、昭和27年度に開設した高知女子大学家政学部看護学科（現高知県立大学看護学部）にはじまり、平成4年に制定された看護師等の人材確保の促進に関する法律のあと、飛躍的に看護系大学の数が増え、平成31年4月現在で272校となっている。平成12年度に開学した本学は、岐阜県内において最初に看護学士課程教育を開始した。その翌年以降、文部科学省等において、我が国の学士課程における看護学教育について次のように検討されてきた。

平成13年度に、文部科学省は看護学教育の在り方に関する検討（第一次）を行い、看護実践能力育成という観点から教育内容のコアを構成する重要な要素である「看護実践を支える技術学習項目」を示し、併せて臨地実習指導体制や教育の質向上のための組織づくりを提言した。

平成16年度には、第2次の看護学教育の在り方検討会において、各看護系大学が独自性を維持しつつ共通認識できる看護実践能力の卒業時到達目標を提示し、学生の看護実践能力の質を保証する仕組みづくりとして、卒業時の評価方法への言及もなされた。

平成20年12月には、中央教育審議会答申「学士課程教育の構築に向けて」において、各専攻分野を通じて培う学習成果の参考指針（学士力）が示され、看護系大学においても、当該大学の学生の実態に即した学習成果の具体的な達成水準等主体的に考えていくことが求められた。

平成23年3月には、学士課程における保健師養成を各

大学の選択制とするとともに、「学士課程においてコアとなる看護実践能力と卒業時到達目標（以下、看護学士課程卒業時到達目標とする）」により学士課程で養成される看護師の看護実践に必要な5つの能力群とそれらの能力群を構成する20の看護実践能力を明示するなど、大学における看護学教育の質保証について具体的な提言がなされた。

平成29年10月には、超高齢社会等の社会背景及び今後の動向を見据えた地域包括ケアシステム等における看護職の役割等の拡大や多様化に対応できる看護実践能力を保証していくため、文部科学省より、「看護学教育モデル・コア・カリキュラム～『学士課程においてコアとなる看護実践能力』の修得を目指した学修目標～（以下、看護学教育モデル・コア・カリキュラムとする）」が示された。

平成30年6月には、学士課程教育の質保証について検討してきた看護系大学協議会において、看護学士課程卒業時到達目標を「全人的に対象を捉える能力」を加えた6群として改変し、「看護学士課程教育におけるコアコンピテンシーと卒業時到達目標（以下、看護学士課程教育におけるコアコンピテンシーとする）」を提示した。

本学においては、完成年度を迎え、第1期生が卒業した翌年度にあたる平成16年度より今日まで、教育課程の充実および教育成果の検証に恒常的に取り組み、教育理念、教育目標の達成及び学位授与方針（ディプロマポリシー：以下DPとする）に沿った看護学教育を追究し、その質を保証してきた。本稿では、開学からの約20年の取り組みを概観し、本学における看護学教育の特性について説明する。

表1 看護学科の教育理念

看護学は、保健師、助産師、看護師等、看護職の仕事の専門性を支える学問です。本学は、どのようにしたら人々に質の高い看護サービスが提供できるかを追究します。そのために看護学の立場から責任を持って問題解決に取り組める人材を育成することを目指しています。

学士課程では、看護学領域の専門の基礎を教授します。これからの看護専門職には、人々のヘルスケアニーズに対応できる能力や、多様な課題の問題解決に取り組むために自らの専門機能を拡大していく能力、さらには保健・医療・福祉領域の専門職や関係者とケアチームを組んで協働し、各メンバーの役割機能を調整し指導性を発揮できる能力が求められます。学士課程の段階では、その基盤となる総合的な学力と人間性の涵養を重視します。

また、本学は、県内の保健・医療・福祉の諸問題に対しては、県立の高等教育機関として研究活動に基づく理論的な裏付けを持って創造的な解決策を提言し、改革の原動力となる人材の育成と供給を行います。そのために、地域の生活文化や人々のライフスタイルに即応したヘルスケアのあり方を追究し、看護実践にかかる研究活動を活発に行います。したがって、看護学科の教育では、これらの研究活動を反映し、実践性・応用性に富んだ教育素材を用いた学修が組み込まれています。看護学は、生涯を通してその専門性を深めるべき学問領域であるので、看護学科では、これらの特色ある教育を通して、その入口を確実に導きます。

II. 本学が目指す教育

1. 教育理念

岐阜県立看護大学学則（平成12年4月施行）第1条の目的において、本学は、「看護に関する学術の中心として専門的知識及び技術の教授研究を行うとともに、豊かな人間性をかん養することにより、看護専門職として創造的に看護を実践し向上させていくことに責任を持つ人材を育成し、地域社会における人々の健康と福祉の向上及び看護学の発展に寄与すること」としている。また、看護学科の教育理念は、開学当初より表1のとおり掲げている。

2. 教育目標

教育目標については、まず育成する人材像として、看護実践の中で必要となるヒューマンケアの基本と技術を身につけ、看護の対象が遭遇する困難や諸問題の解決について、深い責任を感じ、常に創造的に問題解決行動をとって活躍できる人を挙げている。

これを受けて、次のa～eの能力育成を目標としている。

- a 看護実践に必要な基本的技術・知識を持つジェネラリストとしての能力
- b 生活者としての人間への深い理解と総合的判断力
- c 看護の対象となる人とその家族・地域住民等が本来持っている問題解決能力を支え健康問題の解決に貢献する能力
- d 保健・医療・福祉等の関係者及び地域を構成する人

など、ケアにかかわる人々と協働活動ができる能力

- e 看護実践を重ねることを通して看護学研究への関心を深め看護実践の改革に貢献できる基礎的能力

3. 卒業時到達目標

卒業時の到達目標は、教育目標を踏まえて、「学士課程卒業時の看護実践能力の到達目標（以下、卒業時到達目標とする）」として平成20年度に策定し、4年次の統合科目である「看護学統合演習」の要綱において学生に明示している。策定後は、試行的に開始した「看護学統合演習」において、点検・修正を重ね、平成23年度に完成した。表2に卒業時到達目標を示す。卒業時到達目標は、平成23年に文部科学省より示された看護学士課程卒業時到達目標、保健師助産師看護師養成所指定規則、学士力を担保していることも確認している。また、平成29年10月に文部科学省より明示された看護学教育モデル・コア・カリキュラムや、平成30年6月に日本看護系大学協議会より明示された、看護学士課程教育におけるコアコンピテンシーも包含した内容であることを確認している。

4. 学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）

学位授与方針（以下、DPとする）は、平成27年度に策定した。策定にあたっての基本方針は、本学の学士課程の教育目標、看護学統合演習において示している本学の学士課程卒業時の看護実践能力の到達目標を基盤として作成する、また、学士力の内容を確認する、とした。内容は、表3のとおりである。

III. 本学における看護学教育の特性

看護学は、保健師・助産師・看護師等、看護職の仕事の専門性を支える学問である。すなわち、実践活動に関する科学的根拠と理論的体系を追究する学問であり、学士課程教育においては、「看護学の基礎」を体系的に教授する。この課程において、学生は人々の健康生活の営みを生活の中で支える看護のあり方を追究する。したがって、家庭や地域に生活の基盤をもつ人々への看護援助の方法の修得を4年間の学修の中核としている。

1. 教育課程の特徴

1) 教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）

教育課程編成・実施の方針（以下、CPとする）は、DPと同様に平成27年度に策定した。策定にあたっての基本方針は、本学の学生便覧、自己点検評価などにおいて既に

表2 学士課程卒業時の看護実践能力の到達目標

<援助対象との信頼関係形成>
1 援助対象者との信頼関係形成の意義を説明する。
2 援助対象者との信頼関係の形成過程を振り返り評価する。
3 援助対象者との信頼関係を発展させる方法を考え実施する。
<倫理にかなった看護実践>
4 対象の人権を尊重し倫理に配慮した行動をする。
5 情報を適切に取り扱う。
6 対象の意思決定を尊重した支援の必要性を理解し、方法を考える。
<様々なライフステージにある人およびその家族の理解と援助>
7 本人と家族を生活者として理解する。すなわち、日常生活、対人関係、本人・家族の考え、発達段階、これまでの経過、病気と病気による生活への影響、ヘルスケアサービスの現状が生活に及ぼす影響等の側面から総合的に理解する。
8 対象とのかかわりを通じて自己の気持ち・考えに気づき自己洞察を深め、援助を見直す。
9 家族単位に援助する意義と方法を多様に考え工夫する。
<看護過程の展開>
10 看護過程の構造、および展開方法を理解する。
11 個人・家族・地域生活集団のヘルスケアニーズを明らかにし、看護を計画・実施・評価する。
12 対象の主体的な問題解決を促す援助方法を考える。
13 看護の基本技術を的確に実施する。
<社会資源の活用促進>
14 社会資源の活用を促す援助の意義と看護職の役割を理解する。
15 社会資源の現状を把握し、対象のヘルスケアニーズに即した社会資源の活用を検討する。
<看護職チーム・ケアチームでの連携・協働>
16 他機関・他職種との連携の必要性と方法を理解する。
17 対象に必要なケアを提供する人々によって構成されるケアチームの一員としてケアを実施する。
18 住民と協働する意義と方法を理解する。
<ヘルスケア提供組織のなかでの看護の展開>
19 保健医療福祉介護の諸制度における実習施設の位置づけと期待される機能を理解する。
20 実習施設の組織体系における看護部署の位置づけ・役割を理解する。
21 実習施設の組織の理念・目標と看護実践とのつながりを考える。
22 社会における看護の役割・責任を考える。
<看護実践のなかで研鑽する基礎能力>
23 実習を通じて、看護実践上の課題を明らかにする。
24 自らの実践を通して、看護実践を充実・改善するための研究的取り組みについて説明する。
25 看護実践を振り返ることは、よりよい看護実践と自分自身の看護専門職としての成長につながることを理解する。
26 看護学以外の学問領域の学習により幅広い視野を持つことの重要性を理解する。

表3 学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）

以下の能力を身につけ、かつ所定の単位を修得した者に学士（看護学）の学位を授与します。
1. 看護実践に必要な基本的技術と知識をもち、看護専門職としての責任と高い倫理観に基づき、多様な実践現場において看護実践に取り組むことができる。
2. 幅広い視野と複眼的な思考・判断力を身につけ、生活者としての人間を深く理解し、看護専門職として、総合的に判断できる。
3. 看護の対象となる個人、家族、地域生活集団の本来持っている問題解決能力を支え、創造的に健康問題の解決に努めることができる。
4. 保健・医療・福祉・教育等の関係者並びに地域を構成する人など、ケアにかかわる人々と協働し、主体的に活動できる。
5. 看護実践とその振り返りを重ねることを通して、看護学研究の意義を理解するとともに、看護実践の充実・改善と自己を成長させる取り組みができる。

示されている考え方を基盤とし、それらを整理して作成する。また、DP との連動を確認する、とした。加えて、後に示す入学者受け入れ方針（アドミッション・ポリシー）を含む、DP、CP の3つのポリシーに齟齬がないことを確認することとした。教務委員会において原案を作成し、各領域、教授会における検討を経て、DP 及びCP が定められ、平成28年度から両ポリシー共に学生便覧に提示し、学生と共有している。内容は、表4に示すとおりであり、開学

年度にあたる平成12年度の「本学の現状と課題」（運営協議会資料）に示されている「教育課程編成の基本方針」から大きく変わっていない。CPに沿った教育課程において学修し、卒業要件を満たすことによって、保健師と看護師、両方の国家試験受験資格が得られる。また、選択によって所定の科目を受講した者には助産師の国家試験受験資格または養護教諭一種免許の資格を得ることができる。4年間の学修プロセスは、図1に示すとおりである。

表4 教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）

1. 4年間の教育課程において、「看護学」の基礎を体系的に教授する。
このことにより、卒業後に、保健師、看護師等の看護専門職として就業し、さらに看護実践を重ねながら自己を成長させるとともに看護学の学びを深めていく基盤をつくる。
2. 授業科目は、専門科目、専門関連科目、教養科目で構成し、4年間の学修の流れは、1年次から、看護専門職の基本となる学習として専門科目、専門関連科目、教養基礎科目を必修で学び、高学年次には、主体的な選択によりさらに学習を発展させるため、教養選択科目および専門科目において卒業研究、統合科目に取り組む。
このことにより、看護実践の基礎的な能力を身につけるとともに、看護専門職として、一人の市民としての生涯学習の基盤となる力を身につける。
3. 専門科目は、基礎的学習科目である地域基礎看護学、機能看護学において、本学の看護学の基本的概念を学習し、展開的学習科目である育成期看護学、成熟期看護学において、看護学の基本的概念を援助対象の発達段階の特徴と重ね合わせて学習する。
このことにより、看護学の中核となる基礎的な内容を学び、人々の健康を生活の営みの中で支える看護を実践する力を身につける。
4. 専門科目の学修は、3に示す各看護学の科目を並行して学ぶ構成とする。1セメスターから各看護学の概論を一斉に開始し、2～4セメスターおよび6セメスターに開講する看護方法、5,6セメスターの各看護学の実習、7,8セメスターの卒業研究、看護学統合演習の順に構成する。
このことにより、幅広い看護観を身につけるとともに、実習体験（看護実践）と理論的学習を統合し、看護学の特質を理解する。
5. 専門関連科目は、看護学に関連する分野の授業科目として、福祉学、保健学、人体・治療学、生活学にて構成し、幅広い視野で学際領域の知識を応用していくための基礎的学力を培う。
6. 教養科目の学修は、深い教養および総合的な判断力を培い、豊かな人間性を涵養することを目的とする。21世紀に生きる市民として共通に必要な素養、基盤となる知識と技術を培うことを目指した教養基礎科目と、多彩な学問領域について、学問の対象となる事象への迫り方、考え方について学び、主体的な自己の確立と幅広い視野と複眼的な思考力・判断力を培う教養選択科目にて構成する。
7. 学生の主体的な学習と学生の理解状況や関心のもち方に合わせた授業の展開をめざして、演習形式など教員と学生、学生同士が交流する学習方法を重視する。
なお、卒業要件を満たすことによって、保健師と看護師、両方の国家試験受験資格が得られる教育内容とする。また、選択によって所定の科目を受講した者には助産師の国家試験受験資格または養護教諭一種免許の資格を得ることができるよう科目を構成する。

年次	セメスター区分	専門科目	専門関連科目	教養科目			
				教養基礎科目		教養選択科目	
4年次	8	看護学統合演習・卒業研究（学外看護実習を含む）	福祉学 保健学 人体・治療学 生活学	英語Ⅷ （総合英語）	生涯体育 日本語表現 情報処理演習 情報と人間	人間の理解 地域社会の理解 世界の理解	体験型プログラム
	7			英語Ⅶ （総合英語）			
3年次	6	三専門領域別のローテーション実習（学外）		英語Ⅵ （応用会話）			
	5						
2年次	4	地域基礎看護学・機能看護学・育成期看護学・成熟期看護学の看護方法	英語Ⅴ （基礎会話） 英語Ⅳ （購読・記述）	生涯体育実技	地域社会の理解		
	3		英語Ⅲ （購読・記述）				
1年次	2	四領域の看護学概論	英語Ⅱ （購読・記述）	生涯体育 日本語表現 情報処理演習 情報と人間			
	1		英語Ⅰ （購読・記述）				

図1 4年間の学修のプロセス（出典：点検・評価報告書（平成22年3月）一部改変）

2) 履修の考え方

(1) 履修単位

岐阜県立看護大学履修規程の第3条において、「履修」とは、履修を登録し、授業に出席して単位を取得するまでをいう、と定義している。また、第6条には、卒業要件として、別表2に定める単位数を修得しなければならない、

とあり、専門科目76単位、専門関連科目18単位、教養科目32単位の合計126単位として示されている。

(2) 単位の実質化

授業時間数と単位数の設定は、学則第27条によって、1単位の授業科目は、45時間の学修を必要とする内容をもって構成することとし、授業の方法に応じ、次の基準による

ものとする、とされている。すなわち、講義及び演習については、15時間から30時間までの授業をもって1単位とし、実習および実技については30時間から45時間の授業をもって1単位とする。運用においては、講義1単位15時間、講義・演習1単位22.5～30時間、演習1単位30時間、実技1単位30時間、実習1単位45時間となっている。教養選択科目については、実績を踏まえて、1単位22.5時間も可能としてきた。専門科目の講義については、課題等を明示した自己学習についても授業時間に換算して運営し、1単位の学習を実質化するために、演習と同様1単位30時間としてきた。一部自由科目については、教育内容を精選した結果、教養選択科目同様、1単位22.5時間とすることができることとしている。

2. 学生の特性を考慮した学士課程教育プログラム

1) 学生の特性

(1) 入学者受け入れ方針（アドミッション・ポリシー）

本学では、アドミッション・ポリシーを次のように定め、入学者の選抜を行っている。

看護および人々へのケアに対して深い関心もてる人、人間やその生活に深い関心もてる人、自ら考え積極的に問題解決行動をとることができる人、自分自身の豊かな人間性を培っていくことを望む人、文系、理系に偏ることなく均衡の取れた学力をもつ人、岐阜県の保健・医療・福祉の充実に深い関心もてる人の入学を求めています。

(2) 学生の学修ニーズ

平成24年度から、1年次生を対象として、大学での学修について理解を促し、心構えを作るために、学修に関するガイダンスを開始した。平成27年度からは、このガイダンスについて、前述の目的に加え、教員の教育能力開発として、入学生の特性を理解し、教員が学んでほしいと考えることを言葉にして伝える機会として位置付け、教育能力開発委員会と協働して実施している。具体的な方法としては、4月の学年別ガイダンスの1週間ほど後に、1時限分90分の時間で行っている。学生を5人ずつのグループに分け、各グループに教員2～3名が入り、45分間は本学を希望した理由や4年間に学びたいと各学生が考えることを話してもらい、その間に教員も学んでほしいことを伝え、意見交換を行っている。残りの時間で学生便覧やシラバスの使い方の理解を促す時間としている。学生には、事前に、自分の考えを記載したり、状況設定問題に対して学

生便覧を使って調べてくる課題を提示し、終了時には、振り返り用紙の記載を求め、その内容から入学時の学生の学修ニーズを確認しており、次に紹介するのは、その一部である。

大学における学修方法については、自分で考えて進めていけるように学修方法を修得し、将来の役に立つように学びたい、これから多く体験するグループワーク等を通してコミュニケーション能力を身につけていきたい、また、自分の考えを深めていきたい等である。本ガイダンスにおいて小グループで交流した経験からは、自分の意見をしっかり持ち、他者の意見も取り入れて学修に生かしていきたい等、生涯学習の基盤となる能力を身につけていくための自律的な学修に関するニーズが多く挙がっていた。

2) 授業展開

(1) 専門科目

専門領域における教育内容は、本質的・基本的なものに焦点化して効率的に教授する。このために、基礎的学習科目である地域基礎看護学と機能看護学の授業科目では、本学の看護学の基本的概念を学習し、展開的学習科目である育成期看護学と成熟期看護学では、看護学の基本的概念を援助対象の発達段階の特徴と重ね合わせて学習する。

① 地域基礎看護学・機能看護学・育成期看護学・成熟期看護学の各専門領域について

地域基礎看護学では、家庭や地域社会で暮らす人々の生活援助を基盤とした看護学の基本概念と方法を追究する。看護の対象を生活者として捉え、人々の健康生活を支える看護とは何か、家庭に出向いて行う看護、地域全体の健康を支える看護、精神面にかかわる看護、看護過程の展開方法、健康生活援助の基本技術に関する科目で構成する。

機能看護学では、看護の専門機能の発展を図る方法を追究する。看護職者自身のセルフマネジメント、キャリアマネジメント、組織とマネジメント、包括的マネジメントへと管理の範囲を広げる形で展開する看護管理の基本と、看護情報学とで内容を構成する。

育成期看護学では、次世代の育成にかかわる人々と次世代を担う子どもを対象とした看護学の基本概念と方法を追究する。育成期の人々を対象とした保健福祉活動の中で機能する看護、健康な成長・発達を支える看護、健康問題をもつ育成期の人々とその家族への看護に関する科目で構成する。母子保健福祉活動、子どもの生活集団である学校に

における看護活動、助産学は、育成期看護学において教授する。

成熟期看護学では、成熟期にある成人・老人を対象とした看護の基本概念と方法を追究する。成熟期の人々を対象とした保健福祉活動の中で機能する看護、健康を支える看護、健康問題をもつ成熟期の人々とその家族への看護に関する科目で構成する。成人・高齢者保健福祉活動、働く人の健康管理は、成熟期看護学において教授する。

② 授業科目の構成と展開

看護学の専門分野の基礎を体系的に教授するために、地域基礎看護学・育成期看護学・成熟期看護学の3領域の授業科目を「看護学概論・看護方法・看護学実習・卒業研究」に、機能看護学を「看護学概論・看護方法・看護学演習・卒業研究」に整理して編成している。

「看護学概論」では、4領域のすべてにおいて、看護とは何か、看護学の特質と看護理論の果たす意味など、学問としての体系化への努力の現状とこれからの方向を示す。4領域の概論の授業時間を共通に確保して、看護学への入門となる看護実践現場の見学・早期体験学習の学外演習を行い、この体験を生かした授業を4領域で実施する。概論は1セメスターの同時開講科目である。この考え方は、開学当時より以下のように説明されてきた。

「看護学概論」では、どの分野でも次の事項を取り上げる。
ア 看護とは何か、看護学の特質と看護理論の果たす意味など、学問としての体系化への努力の現状とこれからの方向を取り上げる。

イ 人々の健康生活の自立に向けた看護援助について、その総体的在り方を伝える。その場合、人々の生活の営みの一部を形成しているケアを専門職の立場から支えることが中心課題であり、狭義の医療の枠組みの中で機能する特殊な看護に偏ることなく、生活ケアへの基礎を確実に学習させる。

ウ 家族生活共同体の中での生活の営みと看護援助の関係、地域生活とのかかわりなどについては、基礎的科目で扱うけれども、展開的科目でも各ライフサイクル段階の人々の発達課題・生活課題に応じて教育内容を設定する。

エ 第1セメスターの概論では、看護実践の現状を早期に触れ、実践の特質を踏まえ学修をさせるため、学外演習の時間をとる。実施施設は、医療依存度とライフサイク

ルとを考慮して設定し、各学生は2箇所で行う。

「看護方法」は、4領域それぞれの固有のものである。地域基礎看護学では、地域という人々の日常生活の場において生活を整える看護援助方法の基本と医療施設等の治療の場における看護援助方法の基本を取りあげる。育成期看護学および成熟期看護学では、人間のライフサイクルに応じた看護対象の特性とその特性に適合した援助方法を取りあげ、基本的内容を基盤として対象に合わせた発展的な援助方法を教授するとともに、社会福祉の理念と諸制度及びそれらとのかかわりにおいて機能する看護援助の方法を教授する。看護方法は、基本的に概論の次に学習する科目として、2～4セメスターに開講するが、機能看護学の科目は、看護管理の基本と看護情報を教授するため、3・4・6・8セメスターに配置しており、領域別実習を終えた後にも展開している。

「看護学演習」は、機能看護学において配置している。機能看護学では、実習科目の設置がなく、演習科目として看護情報演習を行っている。この演習により、情報を意図的に活用する能力の育成を図っている。

「看護学実習」は、地域基礎看護学、育成期看護学、成熟期看護学の3領域で実施している。目的は、概論・方法で学んだ理論と技術を看護実践現場で実地に体験して学習することとしている。これにより、実践現場の具体的事象の中で、看護実践に必要な知識と技術を自ら検証する。3領域の実際の場面において看護体験を重ねることを通して、看護実践の基礎的能力の修得と看護学の特質への深い理解を目指す。この実習は、3年次(5-6セメスター)に3領域のローテーション実習であり、いずれの領域から開始しても、ほぼ同様の実習内容構成であるが、指導に際しては、学生の既習レベルを考慮して指導に当たる。また、臨地実習の前には、実践と理論の統合を図っている。

「卒業研究」については、本学では、看護学科の集大成に位置づける授業科目と考えている。授業科目としては、IとIIに分けて構成し、Iの段階(7セメスター)で、看護学4領域から一つの領域を選択する。Iは、臨地の看護実習という形で、教員等の指導を受けながらも、事例を受け持ち、自立・自律的に看護過程を展開する。これにより、3年次までに培ってきた看護実践能力を一層高めるとともに、看護実践上の課題を見出す。

次に、II(8セメスター)の段階では、Iの看護実践で

確認した課題の解決のために研究的な視点をもって看護実践を行い、そのプロセスをまとめ、報告書を作成する。この卒業研究Ⅰ・Ⅱの学習過程を通して、看護専門職の社会における役割を追究できる基礎的能力を修得することを目的とする。

統合科目は、卒業時まで強化すべき課題を明確にして、学生が主体的な学修を深めることを目的としている。この科目については、別途説明する。

(2) 専門関連科目

看護学に関連する分野の授業科目であり、幅広い視野で学際領域の知識を応用していくための基礎的学力を培うことを目指している。保健・医療・福祉と人間生活の基本的理解に関する領域の科目とし、福祉学、保健学、人体・治療学、生活学にて構成している。

(3) 教養科目

教養科目は、「深い教養および総合的な判断力を培い、豊かな人間性を涵養する」ことを目的としている。このため、他の学問領域について、それぞれの分野の学問の状況、考え方、その学問領域の役割を学ぶことを通して、一人の人間として豊かに生きることの可能性を見出すとともに、看護学領域における職業人として、視野を広げ、人間らしい責任を果たすための基本的姿勢・態度、問題解決能力を身につけ、主体的な課題追究に取り組むための基盤づくりを目指している。

3. 教育の工夫

1) 倫理性を培う実践的教育

看護学は、人々の健康や生命に携わる学問であることから、専門的な領域における倫理、すなわち看護倫理に関する学習が不可欠であり、各看護学の概論と方法の授業科目において多様に学習する機会を設けている。特に看護学実習においては、看護の対象となる人々や実習施設の職員等と実践的に関わることから、一層強化していくこととし、平成19～21年度に、実習倫理教育検討グループを組織し、教育方法の開発と確立に取り組んだ。その結果、3年次の領域別実習において、1クール目開始時に実習倫理演習としてグループワークを設けて、実習倫理の項目の理解と実習準備を行うこと、1クール目の終わりに再度グループワークを行い、実習体験を倫理の視点から振り返ること、クールごとに取り組んだことと残された課題を実習要綱に学生が記載していくこと、という方法を確立した。

この方法により、倫理的な判断や姿勢に関するあるべき姿だけではなく、学生自身が看護実践を行う過程において体験したことから考えられるように工夫している。

2) 生涯学習の基盤となる力の育成

4年間の学士課程教育の集大成として取り組む卒業研究について、看護職としての生涯学習の基礎となるように充実させることを目的として、平成24年度から平成25年度にかけて、卒業研究における学生の思考過程の確認に取り組んだ。この取り組みについては、法人の年度計画を受けて教務委員会から提案し、教授会の承認を得て実施したものである。また、結果については、分析が終了した平成25年度1月に教員会議で報告し、3月に冊子体として教員に配布し共有している。その後も新任教員には、4月当初に配布・説明し、全学的に共有を図り、卒業研究の改善・充実に活用している。本取り組みの一環として、教員が卒業研究において、何を目指してどのような指導を行っているかを確認した。質問項目は、平成24年度の卒業研究Ⅱについて、「学生の卒業研究Ⅱの内容」1項目、「学生の体験と思考について」3項目、「教員の指導」3項目であり、卒研指導を行った教員に、担当した学生ごとの状況を各担当教員の記述により確認した。確認した内容は次のとおりであった。

まず、学生の卒業研究Ⅱの内容として、卒業研究Ⅱにおいて学生が取り上げた看護実践上の課題は、「高齢者の生活継続を支える援助」など対象者の生活支援に着目した援助、「化学療法を受ける患者、高齢者、健康問題をもつ児童、母親、糖尿病患者などがセルフケア能力の獲得や向上を支える援助」など対象者のセルフケア能力に着目した援助、「患者と家族の意思決定を尊重した援助」など対象者の思いや意思、希望を尊重した援助などであった。次に学生の体験と思考については、「援助を実施しその難しさ、不十分さを感じた」経験から援助方法を明確にしたいと考えた、「自身の援助により対象者が援助の目的に向かって変化した体験をした」という経験からその体験をもとに有効な援助方法を考えた、「(困難さや援助が必要な状況などの)対象者の実態を知った」経験から対象の現状に合った必要と思われる援助を考えた、などであった。

次に、卒業研究Ⅱにおいて実践活動として行ったこととそのデータは、「個別の対象者を受け持ち、自らの課題に沿って看護を実践し、援助過程・支援内容や対象の反応の

記録をデータとした」が7割であり、それ以外の場合もすべて学生自身が看護活動を行い、対象者からの反応を捉えてデータとしていた。これらの研究的取り組みから、いずれの学生も自分自身が取り上げた看護実践上の課題に対する必要な看護活動について、自分自身が行った看護実践に基づいて学びの内容を説明することができていた。

教員の指導としては次のとおりであった。研究計画作成の過程において重視していたことは、「学生自身の体験から看護の課題が導かれること」「学生が捉えた課題は現地看護職にとっても課題であること」「実習施設で実践できる研究方法であること」「課題への取り組み方法の具体化」など、実践活動に基づく取り組みを実現する研究計画が立てられるように指導していた。卒業研究Ⅱの看護実践の過程においては、「研究テーマや位置づけ、意義を現場と共有し進める」「研究計画に基づき実践する過程で、困っていることがないか確認し、助言する」「対象へのかかわりが援助となるようにする」「データとして記録すべき内容を助言し、実践を振り返ることを促す」など、看護実践と研究の過程に沿って、学生が主体的に実践を通じた研究活動を進めることができるように指導していた。報告書作成の過程においては、「他者が読んで理解できるか」「結果に基づいた考察か」など、研究報告書として必要な要件を指導するとともに、「援助経過を整理して記述する」「行ったケアの意味を考えて学生の看護観を表現する」「看護実践を振り返る」など、学生が看護実践を振り返り、考えを整

理して表現することができるように指導していた。

3) 卒業時の看護実践能力を担保するための教育プログラム (1) 「看護学統合演習」の趣旨・目的

卒業時の看護実践能力を担保するための教育として、平成21年度カリキュラムより7・8セメスター開講科目として看護学統合演習を新設した。この準備にあたり、平成20年度から試行として実施してきた。授業の目的は、卒業研究Ⅰが終了した段階で、個人別に看護実践能力にかかわる本課程の学修到達状況を確認し、卒業時まで強化すべき課題を明確にして、学生が主体的に学習を深める。これにより、卒業時点において、各学生が看護職としての基礎能力を修得していることを保証することを意図している。

(2) 「看護学統合演習」の方法

卒業研究Ⅰ終了後(7月)、学生が個別に看護実践能力の到達状況を自己評価し、それを教員が確認し、学習課題を明確にした後、卒業研究Ⅱと併行して自己学習を深め、卒業研究Ⅱ終了後(1月)に総合的な評価を実施する。看護学統合演習の学修方法は、表5のとおりである。

(3) 看護実践能力の到達状況

各看護実践能力の項目の評価は、A：現段階で一人でできていると思うもの、B：教員や実習指導者の指導を受けてできていると思うもの、C：今後努力する必要があると思うもの、D：判断ができないものとしている。

平成30年度の卒業研究終了後(7月)においては、A判

表5 看護学統合演習の学修方法

回数	学習課題	内容並びに方法
1	学修到達状況の確認 その1	本科目における取り組みのガイダンス(目的・方法) <全体> 3年次までの学修状況の振り返りと確認を担当教員A*と行う
2・3	学修到達状況の確認 その2	本学の教育理念と教育目標を踏まえて、看護実践能力の修得状況自己評価票に沿って、各学生が現状を自己評価する
4	強化すべき学修課題の明確化	学生の自己評価結果を教員と確認し、卒業に向けて強化すべきことを確認する。学生は自分の担当教員B*に指導を受ける
5	個人別課題に関する学習計画作成	強化すべき課題について、個人別に担当教員Aの助言と指導を受けながら、学習計画をつくる
6～9	個人別課題に関する学習	学習計画に沿って、各学生が学習する
10	自己学習状況の確認	自己学習の状況を担当教員Aとともに確認する
11	学修到達状況の確認 その3	本学の教育理念と教育目標を踏まえて、看護実践能力の修得状況自己評価票に沿って、各学生が現状を自己評価する
12	総合的な評価	学生自身が自らの能力向上に取り組めたかどうかを振り返り、自己評価する。学生は、担当教員Bと到達度について一緒に振り返る

*担当教員A：卒研担当教員，担当教員B：卒研担当教員以外の教員

定の割合が30%以下と少なかった実践能力の項目は、項目15「社会資源の現状を把握し、対象のヘルスケアニーズに即した社会資源の活用を検討する。」であった。D判定は、項目18「住民と協働する意義と方法を理解する。」など、4項目があった。後期においては、ほとんどがA判定となっていた。この傾向は、看護学統合演習開始時と同じであるが、課題となる点を学生・教員共に意識し、意図的に学修機会を設ける等により、卒業時まで修得できるようにしている。

4. 教育の質の担保

1) 授業改善への恒常的取り組み

開学以来、学生の意見やおかれている状況に配慮した教育が実施できるよう、毎年、全授業科目について、科目別に授業担当教員の責任において授業評価を継続実施してきた。

専門科目では、学生による授業評価を行い、その内容を確認して授業担当教員が授業の自己評価を行い、当該領域内で改善策を検討し、年度末に科目別自己点検一覧表に記載する。その記載内容に基づいて、組織的に対応すべきことについては、教務委員会が対策をつくり、次年度の授業に反映させる。看護実習については、各実習施設の指導担当看護職者が授業評価を提出し、これを担当領域の教員が受け止めて改善策を策定し、年々改善を重ねる。

専門関連科目と教養科目については、学生による授業評価結果を授業担当教員（非常勤講師を含む）が確認した上で授業の自己評価を行う。その後、当該科目の学内担当教員が、両者の評価をまとめて年度末に科目別自己点検一覧表に記載する。教養・専門関連科目運営委員会は、これらを確認して改善策を策定し次年度に反映させる。

本学では、学生による授業評価を記名式としている。その理由は、学生自身が自らの学習プロセスを振り返って今後の学習課題を明らかにさせることや、教育サービスを利用する立場にある学生が自分の意見表明に責任をもつという姿勢をつくることなど、教育的意図を持っている。学生に対しては、授業評価の目的と成績とは無関係であることと記名式の上記の意図を十分に説明している。全科目においてほぼ全学生が記名して授業評価を提出している。

評価項目は、シラバスの記載内容、授業の方法・内容、教員の対応等の適切な点・改善すべき点等であり、記述により回答を求めている。専門科目では、学生の学習課題を

明確にするための手助けとなる項目も加えているが、科目担当教員が必要に応じて評価項目を追加して使用できる仕組みとしている。非常勤講師に対しては、授業開始時に趣旨を説明している。

平成23年度後期分からは、授業評価の結果を学生と共有している。公表している科目は、専門科目（領域別実習、卒業研究、看護学統合演習、自由科目を除く）と専任教員が単独で科目責任教員である教養科目・専門関連科目である。各科目、A4用紙1枚に、学生の学習への取り組み状況をグラフで表し、併せて、学生による授業評価を受けての教員のコメントも記載している。

2) 教育を支える研究活動

看護学教育において臨地実習は、各専門領域の講義・演習で学んだ理論や技術を、看護実践現場で実際に検証するものであり、これにより看護学の特質の理解を深めることを目的としている。すなわち、大学側が現場看護職と有機的に連携を図ることでその効果が高められる。看護職側にとっても、実習の機会を通じて看護の専門性を深めたり、学習刺激となるように教員は関わっていく必要がある。このように、実習においても学生と現地看護職の相互作用が生じるため、実習フィールドとの連携強化や、看護実践上の課題への取り組みに共同的立場で参画することをもって、看護サービスの質向上に寄与し、実習環境を整えていく必要がある。また、本学における研究活動は、実践の場と乖離することなく、看護実践上の課題に取り組み、看護実践活動の改善・改革に寄与すること、また、看護学として発展させていくための看護の普遍的な課題について追究していくことを使命としている。つまり、これらの研究活動を通じて捉え、看護実践研究に裏付けされた知見を教育に反映させ、教育の質向上をねらっている。本学の共同研究事業は、毎年15～20件程度行っており、その取り組みの一部が教育活動に活用されている。

3) 教育能力開発

開学の翌年にあたる平成13年度より、教育能力開発（ファカルティ・ディベロップメント、以下FDとする）として、全学的にFD活動に取り組んできた。本学のFD活動に関しては、FD委員会と関連する委員会が共同する形で取り組み、教育に関しては、教務委員会と共同で行っている。方法としては、全学的な課題について領域等を超えた教員間で交流し、意見交換を通してお互いの教育や考え

方について理解し、さらに自己や領域の教育について考える機会となるように工夫してきた。以下は、これまで実施してきたFD活動の一部である。

平成24年7月に実施した学士課程教育に関する研修会では、「本学の教育理念を具現化するための学士課程教育のあり方」をテーマに話し合い、教員が大事にしていることとして、次のような内容が確認できた。それは、学生が自分で考える、実践と理論をつなげる・統合する、学生自身の成長を促す、看護の対象や生活の理解を促す、看護観を育成する、利用者中心を基本に考えるなどであった。

平成26年度9月に実施したFD研修会では、「生涯学習の基盤づくりにおける本学の教育の成果について」をテーマに話し合い、生涯学習の基盤づくりのための教育の工夫として、学習者主体に考える、自律した学習を支援する、実践を基盤にした学習を大事にする、思考過程を育成し視野を広げるなどであった。

平成30年9月に実施したFD研修会では、「成績評価のあり方を考える」をテーマに行い、成績評価の考え方について検討し、これらの意見を基に、評価方法等についての本学の方針を明確にすることができた。

IV. おわりに

開学当初から20年目までの本学における看護学学士課程教育の取り組みを振り返り、教育理念から教育課程編成方針まで大きく変わることなく、一貫して進めてきたことが確認できた。これらの過程は、我が国の学士課程における看護学教育のあり方とも乖離することなく、充実に向けて恒常的に進められてきた。また、本学の使命や学生の学修ニーズに合った教育方法の追究でもあった。教育の質保証の観点から考えると、卒業までの4年間の学修成果のみならず、卒業後10年後さらには20年後の能力の発揮・発展状況も含めて検証していく必要がある。そして、今後は、10年後20年後さらにはその先の未来に向けて、看護学の立場から責任をもって問題解決に取り組める人材を育成する教育のあり方をさらに追究していきたい。

参考資料

岐阜県立看護大学．(2001)．平成12年度本学の現状と課題（平成13年3月5日）．

岐阜県立看護大学．(2010)．点検・評価報告書（平成22年3月）．

岐阜県立看護大学．(2014)．平成25年度自己点検評価報告書（平成26年12月）．

岐阜県立看護大学．(2019)．学生便覧（平成31年度）．

岐阜県立看護大学教育能力開発委員会．(2014)．岐阜県立看護大学のFD活動の記録第6集（平成24-25年度分）．

岐阜県立看護大学教育能力開発委員会．(2018)．岐阜県立看護大学のFD活動の記録第8集（平成28-29年度分）．

平山朝子．(2003)．学士課程カリキュラムの開発 岐阜県立看護大学の場合<1>．Quality Nursing, 9(6), 81-86.

平山朝子．(2003)．学士課程カリキュラムの開発 岐阜県立看護大学の場合<2>．Quality Nursing, 9(7), 45-49.

北山三津子，松下光子，両羽美穂子ほか．(2011)．看護学科卒業時の看護実践能力を担保するための教育の開発．岐阜県立看護大学紀要，11(1)，71-78.

両羽美穂子，松下光子，北山三津子．(2011)．学士課程における看護学実習を通じた倫理的対応に関する教育の方法．岐阜県立看護大学紀要，11(1)，55-62.